

報告第2号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県水戸市谷津町1番地35
水戸ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 内藤 学
- 2 寄 附 品 名 体重計1点，クッションマット1点，
乳幼児用玩具2点
- 3 寄 附 目 的 地域の福祉に貢献するため
- 4 寄 附 年 月 日 令和8年1月21日

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，議会において指定されている事項について，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月28日

東海村長 山 田 修

記

1 事故の相手方

2 事故の概要

令和7年12月4日午後6時頃、村道3114号線を相手方が自動車で行中、車体底部が道路中央のマンホールに接触し、エンジンが損傷を受けたものである。

3 和解及び損害賠償の額の条件

- (1) 村は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金175,000円を支払う。
- (2) 本件和解のほか、相手方と村の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 1 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 9 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

東海村長 山 田 修

令和 7 年度 東海村一般会計補正予算（第 9 号）

専決処分第1号

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第9号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,977,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,648,550	14,191	1,662,741
	3 委託金	108,787	14,191	122,978
18 繰入金		3,470,778	3,688	3,474,466
	2 基金繰入金	3,433,285	3,688	3,436,973
歳入合計		24,959,761	17,879	24,977,640

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,362,877	17,879	4,380,756
	4 選挙費	58,517	17,879	76,396
歳出	合計	24,959,761	17,879	24,977,640

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 県 支 出 金	1,648,550	14,191	1,662,741
18 繰 入 金	3,470,778	3,688	3,474,466
歳入合計	24,959,761	17,879	24,977,640

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,362,877	17,879	4,380,756	14,191			3,688
歳出合計	24,959,761	17,879	24,977,640	14,191			3,688

2 歳 入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	103,787	14,191	117,978	3 選挙費委託金	14,191	衆議院議員総選挙費事務委託金 14,191
計	108,787	14,191	122,978			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	1,981,003	3,688	1,984,691	1 財政調整基金繰入金	3,688	財政調整基金繰入金 3,688
計	3,433,285	3,688	3,436,973			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国県支出金	地方債	その他							
6 衆議院議員総選挙費	0	17,879	17,879	14,191			3,688	1 報酬	1,500	○衆議院議員総選挙事業	17,879		
										投票立会人報酬	631		
								3 職員手当等	5,000	開票立会人報酬	182		
										開票管理者報酬	13		
								7 報償費	8	一般職報酬	674		
										時間外勤務手当	5,000		
								8 旅費	35	ポスター掲示場設置地権者謝礼	8		
										費用弁償	35		
								10 需用費	1,743	消耗品費	1,410		
										燃料費	33		
11 役務費	2,400	食糧費	203										
		啓発チラシ印刷代	97										
12 委託料	5,487	郵便料	1,477										
		投票事務従事者派遣手数料	923										
13 使用料及び賃借料	8	ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料	1,089										
		投票用紙交付機等点検業務委託料	1,586										
17 備品購入費	1,198	新聞折込配布業務委託料	351										
		電算処理業務委託料	2,067										
18 負担金、補助及び交付金	500	投票所設営撤去業務委託料	394										
		投票所エアコン使用料	8										
		投票用紙交付機購入費	1,198										
		投票支援タクシー利用料金助成金	500										
計	58,517	17,879	76,396	14,191			3,688						

議案第 5 号

東海村行政組織の改編等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

東海村行政組織の改編等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

行政組織の改編に伴い事務分掌を変更し，併せて条例に規定する項目を改めることを目的として，関係条例の整備を行うための条例の制定

東海村行政組織の改編等に伴う関係条例の整備に関する条例

(東海村組織設置条例の一部改正)

第1条 東海村組織設置条例(平成8年東海村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項第10号を次のように改める。

(10) 村税の賦課及び村税等の収納に関すること。

第2条の表村民生活部の項第6号中「の保全」を削り、同項第15号を同項第17号とし、同項第11号から同項第14号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 空家等に関すること。

(12) 消費者行政に関すること。

第2条の表産業部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(東海村特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 東海村特別職報酬等審議会条例(昭和39年東海村条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(東海村都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 東海村都市計画審議会条例(平成13年東海村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(東海村国民保護協議会条例の一部改正)

第4条 東海村国民保護協議会条例(平成18年東海村条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(東海村子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 東海村子ども・子育て会議条例(平成26年東海村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り，第 9 条を第 8 条とする。

（東海村行政不服審査会条例の一部改正）

第 6 条 東海村行政不服審査会条例（平成 2 8 年東海村条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 9 条を削り，第 1 0 条を第 9 条とする。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東海村組織設置条例新旧対照表（第1条関係）

現 行		改正案	
<p>第1条（略） （事務分掌）</p> <p>第2条 各組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条（略） （事務分掌）</p> <p>第2条 各組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>	
総合戦略部	（略）	総合戦略部	（略）
総務部	<p>(1) 行政一般に関する事。</p> <p>(2) 議会に関する事。</p> <p>(3) 文書及び例規に関する事。</p> <p>(4) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関する事。</p> <p>(5) 行政組織及び職員定数に関する事。</p> <p>(6) 予算及び財務に関する事。</p> <p>(7) 契約に関する事。</p> <p>(8) 工事の検査に関する事。</p> <p>(9) 公有財産に関する事。</p> <p><u>(10) 村税に関する事。</u></p> <p>(11) その他他の部の所管に属さない事。</p>	総務部	<p>(1) 行政一般に関する事。</p> <p>(2) 議会に関する事。</p> <p>(3) 文書及び例規に関する事。</p> <p>(4) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関する事。</p> <p>(5) 行政組織及び職員定数に関する事。</p> <p>(6) 予算及び財務に関する事。</p> <p>(7) 契約に関する事。</p> <p>(8) 工事の検査に関する事。</p> <p>(9) 公有財産に関する事。</p> <p><u>(10) 村税の賦課及び村税等の収納に関する事。</u></p> <p>(11) その他他の部の所管に属さない事。</p>
村民生活部	<p>(1) まちづくりに関する事。</p> <p>(2) 自治の推進に関する事。</p> <p>(3) 協働に関する事。</p> <p>(4) 男女共同参画の推進に関する事。</p> <p>(5) 女性活躍の推進に関する事。</p> <p>(6) <u>環境の保全</u>に関する事。</p> <p>(7) 公害に関する事。</p> <p>(8) 防犯及び交通安全に関する事。</p> <p>(9) 墓地に関する事。</p>	村民生活部	<p>(1) まちづくりに関する事。</p> <p>(2) 自治の推進に関する事。</p> <p>(3) 協働に関する事。</p> <p>(4) 男女共同参画の推進に関する事。</p> <p>(5) 女性活躍の推進に関する事。</p> <p>(6) 環境に関する事。</p> <p>(7) 公害に関する事。</p> <p>(8) 防犯及び交通安全に関する事。</p> <p>(9) 墓地に関する事。</p>

	(10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (11) 消防に関すること。 (12) 防災に関すること。 (13) 原子力に関すること。 (14) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。 (15) 住居表示に関すること。		(10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (11) <u>空家等に関すること。</u> (12) <u>消費者行政に関すること。</u> (13) 消防に関すること。 (14) 防災に関すること。 (15) 原子力に関すること。 (16) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。 (17) 住居表示に関すること。
福祉部	(略)	福祉部	(略)
産業部	(1) 産業に関すること。 (2) 労働に関すること。 (3) 商工業に関すること。 (4) 公共交通に関すること。 (5) <u>消費者行政に関すること。</u> (6) 観光に関すること。 (7) 農林業に関すること。 (8) 地籍調査に関すること。	産業部	(1) 産業に関すること。 (2) 労働に関すること。 (3) 商工業に関すること。 (4) 公共交通に関すること。 (5) 観光に関すること。 (6) 農林業に関すること。 (7) 地籍調査に関すること。
建設部	(略)	建設部	(略)
第3条 (略)		第3条 (略)	

東海村特別職報酬等審議会条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第5条（略） <u>（庶務）</u> <u>第6条 審議会の庶務は、村長の定める機関において所掌する。</u> <u>第7条</u>（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） <u>第6条</u>（略）</p>

東海村都市計画審議会条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第7条（略） <u>（庶務）</u> <u>第8条 審議会の庶務は、都市政策課において処理する。</u> <u>第9条（略）</u></p>	<p>第1条～第7条（略） <u>第8条（略）</u></p>

東海村国民保護協議会条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第5条（略） <u>（庶務）</u> 第6条 <u>協議会の庶務は、防災原子力安全課において処理する。</u> （補則） 第7条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） 第6条（略）</p>

東海村子ども・子育て会議条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第7条（略） <u>（庶務）</u> 第8条 <u>子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。</u> （補則） 第9条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （補則） 第8条（略）</p>

東海村行政不服審査会条例新旧対照表（第6条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第8条（略） <u>（庶務）</u> 第9条 <u>審査会の庶務は、総務人事課において処理する。</u> （委任） 第10条（略）</p>	<p>第1条～第8条（略） （委任） 第9条（略）</p>

議案第 6 号

東海村特定乳児等通園支援の利用時間に関する経過措置に関する
条例の制定について

東海村特定乳児等通園支援の利用時間に関する経過措置に関する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこ
ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第
9 4 号）に新たに規定された 1 月当たりの特定乳児等通園支援の利用時
間に関する経過措置を定めるための条例の制定

東海村特定乳児等通園支援の利用時間に関する経過措置に関する
条例

第1条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32の条例で定める時間は、3時間とする。

第2条 前項に定める時間によることとする期間は、この条例の施行の日から令和9年3月31日までとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令
第 1 号）の一部改正に伴う表記の変更等，所要の改正を行うための条例
の一部改正

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年東海村条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削る。

第5条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</p> <p> 第1節 通則（第5条—第19条）</p> <p> 第2節～第4節 （略）</p> <p>第3章 雑則（第27条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p> <u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 通則</u></p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条～第8条 （略）</p> <p> <u>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p> <u>（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</p> <p> 第1節 通則（第6条—第19条）</p> <p> 第2節～第4節 （略）</p> <p>第3章 雑則（第27条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p> <u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 通則</u></p> <p>第6条～第8条 （略）</p> <p> <u>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p> <u>（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

第11条～第12条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条～第15条 (略)

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

第17条 (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事

第11条～第12条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条～第15条 (略)

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

第17条 (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事

業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第21条～第26条 (略)

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第21条～第26条 (略)

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第 8 号

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

任意予防接種の実施等に関する事務の処理に際し，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき，同一機関内で保有する地方税関係情報，住民票関係情報等に関し，必要な限度で個人番号の利用を可能とするための条例の一部改正

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東海村条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を3の項とし，同表の1の項の次に次のように加える。

2 村長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種（以下「定期予防接種」という。）以外の予防接種のうち，村が主体となって実施する予防接種（以下「任意予防接種」という。）の実施等に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2に次のように加える。

3 村長	任意予防接種の実施等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報で

	あつて規則で定めるもの
	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能（村の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者の情報の管理に関する情報であつて規則で定めるもの
	定期予防接種関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行		改正案			
本則 (略)		本則 (略)			
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)			
機関	事務	機関	事務		
1 (略)		1 (略)			
2 (略)		2 村長	<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種(以下「定期予防接種」という。)以外の予防接種のうち、村が主体となって実施する予防接種(以下「任意予防接種」という。)の実施等に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
		3 (略)			
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1・2 (略)			1・2 (略)		
			3 村長	<u>任意予防接種の実施等に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
				<u>規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定め</u>

別表第3 (略)

別表第3 (略)

<u>るもの</u>
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
<u>るもの</u>
住登外者宛名番号管理機能(村の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。)による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの
定期予防接種関係情報であって規則で定めるもの

議案第 9 号

東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

村立幼稚園が村松幼稚園に再編されることに伴う条例の一部改正

東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

東海村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和４７年東海村条例第３１号）の一部を次のように改正する。

題名中「東海村立幼稚園」を「東海村立村松幼稚園」に改める。

第１条中「東海村立幼稚園」を「東海村立村松幼稚園（以下「幼稚園」という。）」に改める。

第２条中「東海村立幼稚園」を「幼稚園」に改める。

別表中「東海村立幼稚園管理規則（昭和４７年東海村教育委員会規則第３号）第１４条第２項」を「東海村立村松幼稚園管理規則（昭和４７年東海村教育委員会規則第３号）第１６条第２項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

東海村立幼稚園保育料等徴収条例新旧対照表

現 行				改正案			
<p>東海村立幼稚園保育料等徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東海村立幼稚園の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 東海村立幼稚園の保育料の額は、零とする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表(第3条, 第4条関係)</p>				<p>東海村立村松幼稚園保育料等徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東海村立村松幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 幼稚園の保育料の額は、零とする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表(第3条, 第4条関係)</p>			
各月初日の世帯区分	実施日	利用時間	預かり保育料(1日当たり)	各月初日の世帯区分	実施日	利用時間	預かり保育料(1日当たり)
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	長期休業日(東海村立幼稚園管理規則(昭和47年東海村教育委員会規則第3号)第14条第2項に規定する休業日をいう。以下同じ。)以外の日	教育時間終了後から午後4時30分まで	0円	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	長期休業日(東海村立村松幼稚園管理規則(昭和47年東海村教育委員会規則第3号)第16条第2項に規定する休業日をいう。以下同じ。)以外の日	教育時間終了後から午後4時30分まで	0円
	長期休業日	(略)	0円		長期休業日	(略)	0円
	市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	(略)			市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	(略)	
上記以外の世帯	(略)			上記以外の世帯	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

議案第10号

東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和7年度税制改正における「特定親族特別控除」の創設による国民
年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部改正に伴う所要の改
正のほか、医療福祉費の支給制限に関する規定のうち、政令を引用する
規定を改め、規則で金額等を明記するための条例の一部改正

東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「「社会保険各法」」を「「医療保険各法」」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に，「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め，「組合員」の次に「，加入者」を加え，同条第3項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「この号において」を削り，「7月1日（前々年の所得にあつては，前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「，規則で」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号及び第4条第6項に規定する所得は，地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし，所得の額の計算方法は，規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

東海村医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東海村の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(東海村の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により東海村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により東海村がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 村は、対象者の疾病又は負傷について<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</u>の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東海村の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(東海村の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により東海村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により東海村がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 村は、対象者の疾病又は負傷について<u>医療保険各法</u>の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。</p>

満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 （略）

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4～8 （略）

第4条の2 （略）

（医療福祉費の支給制限）

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費は、妊産婦又は小児のいずれにも該当しない母子家庭の母子、父子家庭の父子又は重度心身障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が

この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 （略）

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4～8 （略）

第4条の2 （略）

（医療福祉費の支給制限）

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費は、妊産婦又は小児のいずれにも該当しない母子家庭の母子、父子家庭の父子又は重度心身障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

1, 000万円以上であるとき。

(2) (略)

2 前項各号及び第4条第6項に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額とする。ただし，基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，旧政令第2条及び第3条の規定の例によるものとし，前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例による。

3 (略)

第6条～第9条 (略)

(2) (略)

2 前項各号及び第4条第6項に規定する所得は，地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし，所得の額の計算方法は，規則で定める。

3 (略)

第6条～第9条 (略)

議案第 1 1 号

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

保留地の処分方法に，一般競争入札を新たに加えることで，事業の施
行に係る一層の財源確保を図るための条例の一部改正

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例
の一部を改正する条例

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例（平成11年東海村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「買受け希望者の中から公開抽選により処分するものとする」を「一般競争入札又は公開抽選により行うものとする」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

（2） 一般競争入札の入札者又は公開抽選の買受け希望者がいないとき。

（3） 施行者が事業施行上必要と認めたとき。

第8条中「土地価格」を「予定価格を下らない価格」に改め、同条に次の1項を加える。

2 施行者は、経済的変動その他の事由により必要があると認めるときは、評価員の意見を聴いて、前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第3章 保留地の処分方法 (保留地の処分)</p> <p>第7条 法第96条第2項の規定による保留地の処分は、<u>買受け希望者の中から公開抽選により処分するものとする。</u>ただし、次に掲げる場合は、随意契約により処分することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公開抽選に付しても買受け希望者がいないとき。</u></p> <p><u>(3) 処分する土地が公開抽選に付することを許さない事情にあるとき。</u></p> <p>(保留地の処分価格)</p> <p>第8条 保留地は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めた<u>土地価格</u>をもって処分するものとする。</p> <p>第9条～第33条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第3章 保留地の処分方法 (保留地の処分)</p> <p>第7条 法第96条第2項の規定による保留地の処分は、<u>一般競争入札又は公開抽選により行うものとする。</u>ただし、次に掲げる場合は、随意契約により処分することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 一般競争入札の入札者又は公開抽選の買受け希望者がいないとき。</u></p> <p><u>(3) 施行者が事業施行上必要と認めたとき。</u></p> <p>(保留地の処分価格)</p> <p>第8条 保留地は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めた<u>予定価格を下らない価格</u>をもって処分するものとする。</p> <p><u>2 施行者は、経済的変動その他の事由により必要があると認めるときは、評価員の意見を聴いて、前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。</u></p> <p>第9条～第33条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第10号）

議案第12号

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第10号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649,672千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,327,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		140,141	△973	139,168
	1 使用料	72,945	△973	71,972
14 国庫支出金		4,801,706	△44,369	4,757,337
	1 国庫負担金	1,851,108	8,276	1,859,384
	2 国庫補助金	1,428,564	△51,626	1,376,938
	4 交付金	1,511,626	△1,019	1,510,607
15 県支出金		1,662,741	△274,224	1,388,517
	1 県負担金	719,116	5,677	724,793
	2 県補助金	773,660	△276,902	496,758
	4 交付金	46,987	△2,999	43,988
17 寄附金		100,022	△39,038	60,984
	1 寄附金	100,022	△39,038	60,984
18 繰入金		3,474,466	△271,568	3,202,898
	1 特別会計繰入金	37,493	△187	37,306
	2 基金繰入金	3,436,973	△271,381	3,165,592
21 村債		921,600	△19,500	902,100
	1 村債	921,600	△19,500	902,100
歳入	合計	24,977,640	△649,672	24,327,968

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		209,765	△8,328	201,437
	1 議 会 費	209,765	△8,328	201,437
2 総 務 費		4,380,756	△174,537	4,206,219
	1 総 務 管 理 費	3,836,714	△156,717	3,679,997
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	133,630	1,881	135,511
	4 選 挙 費	76,396	△17,755	58,641
	5 統 計 調 査 費	21,983	△1,946	20,037
3 民 生 費		8,547,623	△297,270	8,250,353
	1 社 会 福 祉 費	4,699,583	△300,244	4,399,339
	2 児 童 福 祉 費	3,846,275	2,974	3,849,249
4 衛 生 費		2,639,191	△26,456	2,612,735
	1 保 健 衛 生 費	1,192,253	△6,554	1,185,699
	2 清 掃 費	1,108,179	△19,902	1,088,277
5 農 林 水 産 業 費		402,987	△12,594	390,393
	1 農 業 費	402,987	△12,594	390,393
6 商 工 費		586,901	△16,078	570,823
	1 商 工 費	586,901	△16,078	570,823
7 土 木 費		3,037,101	△51,640	2,985,461
	1 土 木 管 理 費	89,963	△1,183	88,780
	2 道 路 橋 梁 費	723,813	△19,960	703,853
	3 都 市 計 画 費	2,198,425	△9,901	2,188,524
	4 港 湾 費	24,900	△20,596	4,304
8 消 防 費		709,863	2,630	712,493
	1 消 防 費	709,863	2,630	712,493
9 教 育 費		4,025,721	△65,399	3,960,322
	1 教 育 総 務 費	854,567	△19,402	835,165

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	2 小 学 校 費	764,986	△10,694	754,292
	3 中 学 校 費	253,849	△5,204	248,645
	4 幼 稚 園 費	403,132	6,383	409,515
	5 社 会 教 育 費	1,146,640	△15,971	1,130,669
	6 保 健 体 育 費	602,547	△20,511	582,036
歳 出	合 計	24,977,640	△649,672	24,327,968

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	原子力災害対策設備修繕	6,740
		防災情報ネットワークシステム更新負担	11,253
		食料品物価高騰対応支援金給付事業	249,748
	3 戸籍住民登録費	戸籍附票システム改修業務委託	1,848
		住民記録システム改修業務委託	440
		カードプリンタ用ソフト改修業務委託	110
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	201
7 土木費	2 道路橋梁費	道路基礎調査及び設計業務委託	50,196
		村道用地購入	4,670
		用地購入に係る補償	612
		電柱移設補償	5,000
合 計			330,818

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
電話交換，総合案内受付及びコンシェルジュ業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,166
顧問弁護士法律相談委託	令和7年度から 令和8年度まで	660
データ使用 (法情報総合データベース，官報情報検索サービス，有料データベース，TRC雑誌データ)	令和7年度から 令和8年度まで	1,202
法制支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	66
マスターフィルム文書保存管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	476
国内交流ジュニアアンバサダー育成派遣業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,349
L I N E 拡充ツール利用	令和7年度から 令和8年度まで	990
デジタルサイネージ利用	令和7年度から 令和8年度まで	1,743
デマンド交通運営事業委託	令和7年度から 令和8年度まで	67,361
魅力発信支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	7,436

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
つながるプロジェクト推進業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,980
わかもののまち推進業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	13,269
交通安全施設・防犯灯等修繕	令和7年度から 令和8年度まで	3,273
原子力安全対策支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	7,711
埋立処分場の管理及び除染廃棄物の保管に係る業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,201
電算処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	45,916
電算システム改修委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,764
B P R 推進委託	令和7年度から 令和8年度まで	990
窓口発券機購入	令和7年度から 令和8年度まで	11,482
福祉事業委託 (成年後見制度利用促進体制推進, 多機関協働等, 生活困窮者支援等地域づくり, 福祉事務所未設置町村相談, ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」, 地域支え合い体制整備, 訪問入浴サービス, 意思疎通支援, 移動支援, 日中一時支援, 地域活動支援センター, ファミリー・サポート・センター)	令和7年度から 令和8年度まで	85,770
フードバンク地域連携推進事業賠償責任保険	令和7年度から 令和8年度まで	41

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
地域包括支援センター業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	27,500
施設等管理派遣 (須和間霊園, 中央公民館)	令和7年度から 令和8年度まで	7,221
自家用電気工作物保安管理業務委託 (総合支援センター, 排水機場)	令和7年度から 令和8年度まで	1,325
保健事業委託 (妊産婦・乳幼児健康診査, 休日診療, 産後ケア, 予防接種, 予防接種要注意者紹介制度, 法定外予防接種, 施設健康診査)	令和7年度から 令和8年度まで	228,701
オンライン助産師相談業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,454
健診未受診者個別受診勧奨委託	令和7年度から 令和8年度まで	4,612
動物死骸処理委託	令和7年度から 令和8年度まで	924
廃食用油収集業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	984
ごみ処理等業務委託 (指定ごみ袋等販売)	令和7年度から 令和8年度まで	9,934
プラスチック製容器包装運搬処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	16,632
保守点検委託 (街頭防犯カメラ, 基幹系システム, 総合支援センター自動ドア及び空調機器, 子育てアプリサービス, 須和間霊園自動ドア, 消防設備及び浄化槽, 歴史と未来の交流館自動ドア, 中央公民館自動ドア, 消防設備及び空調機器, 図書館自動ドア, 消防・防火設備及び空調機器, 複写機)	令和7年度から 令和8年度まで	6,551

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
施設等管理委託 (姉妹都市交流会館, 排水機場, 新川排水ゲート, 観光施設, 東海駅前広場, 駐車場, 公園トイレ, 図書館電気機械設備等)	令和7年度から 令和8年度まで	9,237
指定施設管理委託 (総合福祉センター, 村民活動センター, 学童クラブ, 東海村病児・病後児保育施設, 文化センター, 駅コミュニティ施設, スポーツ施設)	令和7年度から 令和8年度まで	592,490
清掃委託 (総合支援センター, 清掃センター, 石神城址公園, 中央公民館, 図書館)	令和7年度から 令和8年度まで	5,129
警備委託 (須和間霊園)	令和7年度から 令和12年度まで	608
警備委託 (公園)	令和7年度から 令和8年度まで	1,616
施設等賃借 (にじのなか)	令和7年度から 令和8年度まで	888
商工業事業委託 (商工業者支援コーディネート業務, 創業支援インキュベーション事業)	令和7年度から 令和8年度まで	9,602
原子力人材育成・確保支援コーディネート業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,820
新産業創造研究会運営業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	32,670
スタートアップ支援施策基本計画策定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	39,600
駐車場使用料徴収委託	令和7年度から 令和8年度まで	24

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
事務機器及びシステム使用及び賃借 (政策法務支援システム, マイクロシステム, 街路灯・防犯灯・カーブミラー台帳用, 電算システム, A I - O C Rクラウド, 戸籍システムクラウドサービス, クロッカーコート, 簡易トイレ, 介護報酬請求システム, ごみ 集積所管理地図情報システム, 農地情報管理システム, 農業電子図書館, クラウド, 営繕積算システム, 教育用 ソフトウェア, 防犯カメラ, パソコンソフト, 印刷機, W e b版全点新刊案内, T O O L iシステム, 複写機)	令和7年度から 令和8年度まで	107,722
ダストマット及びモップ使用	令和7年度から 令和8年度まで	1,000
校務作業派遣 (小学校, 中学校)	令和7年度から 令和8年度まで	10,590
学校文書類等配送	令和7年度から 令和8年度まで	1,329
図書資料等配送	令和7年度から 令和8年度まで	720
図書購入	令和7年度から 令和8年度まで	9,196
電子図書館システム及び電子資料賃借	令和7年度から 令和8年度まで	6,284

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料	140,141	△973	139,168
14 国庫支出金	4,801,706	△44,369	4,757,337
15 県支出金	1,662,741	△274,224	1,388,517
17 寄附金	100,022	△39,038	60,984
18 繰入金	3,474,466	△271,568	3,202,898
21 村債	921,600	△19,500	902,100
歳入合計	24,977,640	△649,672	24,327,968

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	209,765	△8,328	201,437				△8,328	
2 総務費	4,380,756	△174,537	4,206,219	△648	△4,900	△42,038	△126,951	
3 民生費	8,547,623	△297,270	8,250,353	△304,947		△187	7,864	
4 衛生費	2,639,191	△26,456	2,612,735	△1,998		△18,100	△6,358	
5 農林水産業費	402,987	△12,594	390,393	△9,817			△2,777	
6 商工費	586,901	△16,078	570,823	△8,155		△11,000	3,077	
7 土木費	3,037,101	△51,640	2,985,461	△268		△59,500	8,128	
8 消防費	709,863	2,630	712,493				2,630	
9 教育費	4,025,721	△65,399	3,960,322	7,240	△14,600	△973	△57,066	
歳出合計	24,977,640	△649,672	24,327,968	△318,593	△19,500	△131,798	△179,781	

2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育使用料	18,327	△973	17,354	4 社会教育使用料	△973	文化センター使用料 △973
計	72,945	△973	71,972			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,850,627	8,276	1,858,903	2 国民健康保険事業費負担金	3,766	国民健康保険事業費負担金 3,766
				4 児童福祉費負担金	4,827	子どものための教育・保育給付費負担金 4,827
				6 老人福祉費負担金	△317	重層的支援体制整備事業交付金 △317
計	1,851,108	8,276	1,859,384			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	726,828	△32,495	694,333	1 総務管理費補助金	△32,495	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,687
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △35,182
2 民生費国庫補助金	408,302	△10,705	397,597	1 社会福祉費補助金	△14,412	重層的支援体制整備事業交付金 △9,305
						新しい地方経済・生活環境創生交付金 △5,107
				2 児童福祉費補助金	3,707	保育対策総合支援事業費補助金 3,707
3 衛生費国庫補助金	180,340	△152	180,188	1 保健衛生費補助金	△152	産婦健康診査事業費補助金 △128
						妊娠・出産包括支援事業費補助金 △20
						低所得妊婦初回産科受診料支援助成金 △4
4 商工費国庫補助金	58,614	△8,155	50,459	1 商工費補助金	△8,155	新しい地方経済・生活環境創生交付金 △8,155
5 土木費国庫補助金	45,928	△119	45,809	1 土木管理費補助金	△119	社会資本整備総合交付金 81
						防災・安全交付金 △200
計	1,428,564	△51,626	1,376,938			

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 衛生費国庫交付金	1,814	△1,019	795	1 保健衛生費交付金	△1,019	循環型社会形成推進交付金 △1,019
計	1,511,626	△1,019	1,510,607			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	719,116	5,677	724,793	2 国民健康保険事業費負担金	3,422	国民健康保険事業費負担金 3,422
				5 児童福祉費負担金	2,413	子どものための教育・保育給付費負担金 2,413
				7 老人福祉費負担金	△158	重層的支援体制整備事業交付金 △158
計	719,116	5,677	724,793			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	19,135	△2,890	16,245	1 総務管理費補助金	△2,890	市町村広域避難計画策定・普及啓発等補助金 △2,312
						安定ヨウ素剤配備等補助金 △264
						わくわく茨城生活実現事業費補助金 △4,500
						新たな移動サービス導入等支援事業費補助金 △2,554
						原子力災害対策事業費補助金 6,740
2 民生費県補助金	637,732	△263,368	374,364	1 社会福祉費補助金	△263,807	地域医療介護総合確保基金事業補助金 △260,632
						重層的支援体制整備事業交付金 △3,175
				3 児童福祉費補助金	439	保育対策総合支援事業費補助金 439
3 衛生費県補助金	10,749	△827	9,922	1 保健衛生費補助金	△827	浄化槽設置整備事業費補助金 △827
4 農林水産業費県補助金	18,347	△9,817	8,530	1 農業費補助金	△9,817	茨城県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金 △638
						経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 △667
						茨城県海岸防災林機能強化事業費補助金 △1,012
						新規就農者経営発展支援・経営開始資金補助金 △7,500

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	773,660	△276,902	496,758			

(款) 15 県支出金

(項) 4 交付金

5 原子力広報調査等 交付金	16,233	△2,999	13,234	1 原子力広報調査等 交付金	△2,999	原子力広報調査等交付金	△2,999
計	46,987	△2,999	43,988				

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 ふるさとづくり寄 附金	100,001	△39,038	60,963	1 ふるさとづくり寄 附金	△39,038	ふるさとづくり寄附金	△39,038
計	100,022	△39,038	60,984				

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

3 介護保険事業特別 会計繰入金	18,972	△187	18,785	1 介護保険事業特別 会計繰入金	△187	重層的支援体制整備事業繰入金	△187
計	37,493	△187	37,306				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入 金	1,984,691	△179,781	1,804,910	1 財政調整基金繰入 金	△179,781	財政調整基金繰入金	△179,781
6 公共施設等総合管 理推進基金繰入金	1,068,100	△91,600	976,500	1 公共施設等総合管 理推進基金繰入金	△91,600	公共施設等総合管理推進基金繰入金	△91,600
計	3,436,973	△271,381	3,165,592				

(款) 21 村債

(項) 1 村債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	61,600	△4,900	56,700	1 総務管理債	△4,900	旧合同庁舎解体事業債 △4,900
3 教育債	565,500	△14,600	550,900	3 保健体育債	△14,600	スイミングプラザ長寿命化事業債 △4,400 総合体育館空調・換気設備設置事業債 △10,200
計	921,600	△19,500	902,100			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	209,765	△8,328	201,437				△8,328	8 旅 費	△3,601	○議会運営諸費 費用弁償	△101 △101
								12 委 託 料	△1,699	○議会事務局運営諸費 普通旅費	△4,952 △629
								13 使用料及び 賃 借 料	△350	議長車運転業務委託料 普通自動車購入費	△1,699 △2,624
								17 備品購入費	△2,624	○議会調査視察実施事業 費用弁償	△3,275 △2,871
								18 負担金、補助 及び交付金	△54	タクシー借上料 バス借上料 議員研修等負担金	△150 △200 △54
計	209,765	△8,328	201,437				△8,328				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	931,532	△2,548	928,984				△2,548	7 報 償 費	△191	○職員共済会補助事業 職員共済会補助金	△220 △220
								8 旅 費	△141	○人事・研修諸費 職員採用試験面接官謝礼	△649 △191
								10 需 用 費	△1,212	実費弁償 職員研修講師派遣手数料	△39 △143
								11 役 務 費	△284	職員採用試験手数料 適性検査業務委託料	△141 △121
								12 委 託 料	△121	連携中枢都市圏職員研修の合 同開催及び相互参加事業負担 金	△14
								18 負担金、補助 及び交付金	△599	○職員研修事業 研修旅費 職員研修等負担金 ○表彰等事業 消耗品費 表彰状印刷代	△467 △102 △365 △1,212 △726 △486

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 秘書広聴 広報費	86,090	△3,528	82,562				△3,528	4 共 済 費	△250	○秘書管理事業 △603 社会保険料負担金 △250
								7 報 償 費	△500	ポータルセールス事業負担金 △353
								8 旅 費	△807	○姉妹都市交流事業 △274 姉妹都市訪問負担金 △274
								10 需 用 費	△10	○男女共同参画推進事業 △135 子育てサポーター委託料 △135
								11 役 務 費	△397	○情報発信推進事業 △720 LINE拡充ツール利用料 △308
								12 委 託 料	△135	広報紙閲覧用アプリ利用料 △412
								13 使用料及び 賃 借 料	△802	○国際交流都市調査選定事業 △1,796 アドバイザー謝礼 △500
								18 負担金、補助 及び交付金	△627	普通旅費 △36 外国旅費 △771 消耗品費 △10 添乗員手数料 △250 日本語ガイド手数料 △43 通訳手数料 △104 レンタカー使用料 △82
5 財産管理 費	393,802	△7,849	385,953		△4,900		△2,949	12 委 託 料	△1,751	○自動車購入及び維持管理事業 △763 自動車購入費 △763
								14 工事請負費	△5,335	○財産管理事務事業 △5,335 旧合同庁舎解体工事 △5,335
								17 備品購入費	△763	○公共施設包括管理事業 △1,751 公共施設包括管理業務委託料 △1,751
6 企画費	583,407	△76,748	506,659	△4,500		△39,038	△33,210	1 報 酬	△1,047	○ふるさと納税推進事業 △68,637 ふるさと納税推進業務委託料 △29,323
								3 職員手当等	△242	ふるさと納税推進業務使用料 △276 ふるさとづくり基金積立金 △39,038
								4 共 済 費	△261	○シティプロモーション推進事業 △532

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								7 報 償 費	△120	シティプロモーション推進ワ ークショップ参加者謝礼	△120
								8 旅 費	△29	ウォーキングイベント開催委 託料	△412
								12 委 託 料	△29,735	○わかもののみちづくり推進事業 一般職報酬	△1,579 △1,047
								13 使用料及び 賃借料	△276	一般職期末手当 勤勉手当	△131 △111
								18 負担金、補助 及び交付金	△6,000	社会保険料負担金 雇用保険料負担金	△153 △5
								24 積 立 金	△39,038	会計年度任用職員共済組合負 担金 費用弁償	△103 △29
										○移住定住促進事業 わくわく茨城生活実現事業移 住支援金	△6,000 △6,000
7 交通安全 対策費	72,209	400	72,609				400	10 需 用 費	400	○交通安全施設管理事業 電気料	400 400
8 原子力対 策費	427,471	△50,238	377,233	△4,297			△45,941	1 報 酬	△301	○原子力対策諸費 普通旅費	△972 △48
								8 旅 費	△987	燃料費 電信料	△67 △25
								10 需 用 費	△67	スタッフ派遣手数料 複写機保守点検委託料	△264 △147
								11 役 務 費	△803	複写機使用料 職員研修等負担金	△396 △25
								12 委 託 料	△47,502	○職員原子力研修事業 費用弁償	△1,200 △17
								13 使用料及び 賃借料	△513	普通旅費 原子力視察研修業務委託料	△791 △352

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	△65	職員研修等負担金 △40 ○原子力広報事業 △1,312 原子力広報冊子各戸配布手数料 △514 原子力防災関連パンフレット等作成委託料 △520 原子力関連議事録作成委託料 △278 ○原子力安全対策懇談会運営事業 △549 原子力安全対策懇談会委員報酬 △301 費用弁償 △128 普通旅費 △3 バス借上料 △117 ○原子力情報機器維持管理事業 △264 放射線測定器校正委託料 △264 ○放射線量低減対策特別緊急事業 △45,941 環境省除染廃棄物等状況調査・分析実証事業委託料 △25,740 環境省除去土壌埋立処分実証事業等委託料 △20,201	
9 無線放送施設費	20,456	△1,998	18,458				△1,998	10 需用費 △233 11 役務費 △1,545 12 委託料 △121 14 工事請負費 △99	○防災無線放送施設整備管理事業 △1,998 電気料 △151 防災行政無線屋外子局修繕料 △82 防災無線関連機器取付及び取外し手数料 △1,545 防災行政無線放送設備実施設計業務委託料 △121 Jアラート受信設備工事 △99	
10 電算処理費	428,618	△12,856	415,762				△12,856	11 役務費 △12,856	○ネットワーク整備推進事業 △12,077 ガバメントクラウド利用料 △12,077 ○IT管理サポート事業 △779	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									IT管理サポート業務人材派遣手数料	△779	
11 行政改革推進費	198,336	△5,445	192,891			△3,000	△2,445	8 旅 費	△172	○まるデジ構想推進諸費 普通旅費	△172 △172
								12 委 託 料	△3,606	○窓口・執務エリア再整備事業 オフィス移転業務委託料	△5,273 △1,044
								14 工事請負費	△1,667	ネットワーク再整備委託料 産業廃棄物収集、運搬及び処分業務委託料 オフィス環境整備工事 電話配線工事	△1,078 △1,484 △1,371 △296
12 防災対策費	30,317	4,093	34,410	5,462			△1,369	10 需 用 費	5,674	○防災対策諸費 原子力災害対策設備修繕料	6,520 6,740
								12 委 託 料	△220	コミュニティセンター非常用 発電機設置工事基本設計業務委託料	△220
								13 使用料及び 賃 借 料	△1,278	○防災訓練事業 消耗品費	△2,098 △820
								18 負担金、補助 及び交付金	△83	バス借上料 ○防災情報システム管理運営事業 防災情報ネットワークシステム更新負担金 ○防災活動用資機材整備事業 消耗品費	△1,278 △83 △83 △246 △246
計	3,836,714	△156,717	3,679,997	△3,335	△4,900	△42,038	△106,444				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

1 戸籍住民	133,630	1,881	135,511	2,687			△806	1 報 酬	158	○戸籍住民登録事業	1,881
--------	---------	-------	---------	-------	--	--	------	-------	-----	-----------	-------

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
登録費							4 共 済 費	24	一般職報酬	158
							12 委 託 料	2,398	社会保険料負担金	15
							13 使用料及び 賃借料	△699	会計年度任用職員共済組合負担金	9
						戸籍附票システム改修業務委託料			1,848	
						住民記録システム改修業務委託料			440	
						カードプリンタ用ソフト改修業務委託料			110	
						戸籍システム賃借料			△39	
									戸籍システムクラウドサービス使用料	△660
計	133,630	1,881	135,511	2,687			△806			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 参議院議員通常選挙費	19,740	△1,346	18,394				△1,346	1 報 酬	△160	○参議院議員通常選挙事業	△1,346
										開票立会人報酬	△131
								3 職員手当等	△153	一般職報酬	△29
										時間外勤務手当	△153
								8 旅 費	△45	費用弁償	△45
										消耗品費	△334
								10 需用費	△543	食糧費	△36
										チラシ・ポスター印刷代	△173
				郵便料	△76						
				投票所事務従事者派遣手数料	△95						
				12 委託料	△203	電話交換業務委託料	△11				
						投票用紙交付機等点検業務委託料	△156				
				17 備品購入費	△71	投開票所設営撤去業務委託料	△36				
						投票用紙交付機購入費	△27				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									投票用紙計数機購入費	△44	
4 茨城県知事選挙費	16,245	△2,204	14,041				△2,204	1 報酬	△78	○茨城県知事選挙事業 開票立会人報酬	△2,204 △31
								3 職員手当等	△657	一般職報酬 時間外勤務手当	△47 △657
								8 旅費	△45	費用弁償 消耗品費	△45 △312
								10 需用費	△493	食糧費 啓発チラシ印刷代	△23 △158
								11 役務費	△96	郵便料 投票所事務従事者派遣手数料	△45 △51
								12 委託料	△66	電話交換業務委託料 投票支援タクシー利用料金助成金	△66 △769
								18 負担金、補助及び交付金	△769		
5 東海村長選挙費	18,418	△14,205	4,213				△14,205	1 報酬	△1,046	○東海村長選挙事業 投票立会人報酬	△14,205 △651
								3 職員手当等	△5,000	選挙長報酬 選挙立会人報酬	△11 △5
								8 旅費	△24	一般職報酬 時間外勤務手当	△379 △5,000
								10 需用費	△453	費用弁償 消耗品費	△24 △272
								11 役務費	△1,090	食糧費 郵便料	△181 △1,039
								12 委託料	△3,727	投票所事務従事者派遣手数料 投票用紙交付機等点検業務委託料	△51 △898
								13 使用料及び賃借料	△6	投開票所設営撤去業務委託料 新聞折込配布業務委託料	△718 △115
								18 負担金、補助	△2,859	電算処理業務委託料	△1,996

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							及び交付金	投票所エアコン使用料 指定病院等不在者投票事務負担金 選挙公営負担金 投票支援タクシー利用料金助成金	△6 △104 △1,855 △900	
計	76,396	△17,755	58,641				△17,755			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

2 人口労働統計調査費	21,446	△1,919	19,527				△1,919	1 報酬	△1,478	○国勢調査事業	△1,919
										国勢調査員報酬	△1,258
								8 旅費	△57	国勢調査指導員報酬	△220
										費用弁償	△57
								10 需用費	△145	消耗品費	△74
										食糧費	△26
								11 役務費	△239	写真現像, 焼付代	△45
										国勢調査員候補紹介手数料	△239
3 商工統計調査費	77	△27	50				△27	10 需用費	△25	○農林業センサス事業	△27
										消耗品費	△25
								11 役務費	△2	郵便料	△2
計	21,983	△1,946	20,037				△1,946				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,083,262	△37,340	1,045,922	△40,474			3,134	1 報酬	△685	○社会福祉総務諸費	392
										普通旅費	△45
								3 職員手当等	△688	重層的支援体制整備事業交付金国庫支出金返還金過年度分	437
								8 旅費	△84	○地域福祉計画推進会議運営事業	△2,079

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							10 需用費	△11	第5次地域福祉計画策定業務委託料 △2,079 ○国民健康保険事業特別会計繰出金事業 財源振替 ○多機関協働等事業(重層的支援体制) 財源振替 ○福祉事務所未設置町村相談事業 (重層的支援体制) 財源振替 ○相談支援諸費 △395 一般職期末手当 △215 勤勉手当 △180 ○定額減税補足給付金支給事業(不足額給付分) △35,258 一般職報酬 △685 時間外勤務手当 △293 費用弁償 △39 消耗品費 △11 郵便料 △638 電信料 △8 口座振込手数料 △359 電算処理業務委託料 △38 複写機使用料 △77 定額減税補足給付金(不足額給付分) △33,110	
						11 役務費	△1,005			
							12 委託料	△2,117		
							13 使用料及び賃借料	△77		
							18 負担金、補助及び交付金	△33,110		
							22 償還金、利子及び割引料	437		
2 老人福祉費	995,319	△258,853	736,466	△268,768		△187	10,102	1 報酬	△553	○高齢福祉諸費 △423 一般職期末手当 △230 勤勉手当 △193 ○敬老祝金等支給事業 △200 敬老祝金 △200 ○健康づくり広場維持管理事業 △172 クロッカーコート借上料 △172 ○地域包括支援センター運営事業 (重層的支援体制) △820 一般職報酬 △553 一般職期末手当 △1 勤勉手当 △1 社会保険料負担金 △54 会計年度任用職員共済組合負
								3 職員手当等	△425	
								4 共済費	△89	
								7 報償費	△200	
								8 旅費	△8	
								12 委託料	△1,358	
								13 使用料及び賃借料	△172	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							17 備品購入費	△168	担金 費用弁償	△35 △8
							18 負担金、補助 及び交付金	△261,408	ロッカー購入費 ○介護保険諸費 介護保険事業特別会計繰出金	△168 5,528 5,528
							27 繰出金	5,528	○ケアマネジャー資格取得支援事業 ケアマネジャー資格取得, 更新費用補助金 ○デイサービス共同送迎事業 デイサービス共同送迎委託料 ○地域医療介護総合確保基金補助事業 地域医療介護総合確保基金補助事業補助金	△776 △776 △1,358 △1,358 △260,632 △260,632
3 障害福祉費	1,341,812	△391	1,341,421	△185		△206	3 職員手当等	△391	○重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業 財源振替 ○障がい者チャレンジUP雇用事業 一般職期末手当 勤勉手当	△391 △213 △178
7 社会福祉施設費	391,824	△3,660	388,164			△3,660	10 需用費	△1,595	○総合福祉センター運営管理事業 電気料	△3,660 △341
							14 工事請負費	△2,065	空冷式ヒートポンプチラー修繕料 浴槽ろ過循環装置修繕料 電気室空調設備更新工事	△1,144 △110 △2,065
計	4,699,583	△300,244	4,399,339	△309,427		△187	9,370			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉	1,528,967	15,896	1,544,863	4,480			11,416	7 報償費	△30	○児童福祉総務諸費	18,630
--------	-----------	--------	-----------	-------	--	--	--------	-------	-----	-----------	--------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
総務費							18 負担金、補助及び交付金	△2,704	子ども・子育て支援交付金返還金過年度分 保育対策総合支援事業費補助金返還金過年度分 就学前教育・保育施設整備交付金返還金過年度分 ○親子関係形成支援事業講師謝礼 ○認可外保育施設運営費等補助事業認可外保育施設運営費等補助金 ○地域子育て支援センター補助事業(重層的支援体制)地域子育て支援センター事業費補助金 ○保育対策総合支援事業費補助事業保育対策総合支援事業費補助金 ○母子・父子家庭家賃助成事業財源振替 ○民間学童クラブWi-Fi環境整備補助事業民間学童クラブWi-Fi環境整備補助金 ○民間学童クラブ保育料補助事業民間学童クラブ保育料補助金	14,703 1,125 2,802 △30 △30 △697 △697 △4,641 △4,641 3,590 3,590 △180 △180 △776 △776	
							22 償還金、利子及び割引料	18,630			
3 児童福祉施設費	1,389,489	△12,922	1,376,567				△12,922	3 職員手当等 7 報 償 費 10 需 用 費	△5,770 △227 △6,188	○保育所管理事業一般職期末手当 勤勉手当 定期健康診断謝礼 空調設備保守点検委託料	△4,852 △2,089 △1,951 △227 △61

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							12 委託料	△737	遊具点検委託料 △33 警備委託料 △198 雑排水管洗浄業務委託料 △90 給食室害虫等駆除委託料 △16 白蟻防除業務委託料 △187 ○百塚保育所運営事業 △1,817 賄材料費 △1,817 ○百塚保育所一時保育事業 △331 一般職期末手当 △180 勤勉手当 △151 ○舟石川保育所運営事業 △738 賄材料費 △738 ○けやきの杜保育所運営事業 △1,043 賄材料費 △1,043 ○こども園管理事業 △526 一般職期末手当 △378 勤勉手当 △148 ○とうかい村松宿こども園運営事業 △2,590 賄材料費 △2,590 ○とうかい村松宿こども園子育て支援センター運営事業(重層的支援体制) △207 一般職期末手当 △112 勤勉手当 △95 ○長堀すこやかハウス運営管理事業(重層的支援体制) △666 一般職期末手当 △362 勤勉手当 △304 ○東海村緊急保育所運営事業 △152 複写機保守点検委託料 △152	
計	3,846,275	2,974	3,849,249	4,480			△1,506			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生 総務費	419,763	△661	419,102	△152			△509	7 報 償 費	△47	○妊産婦・乳幼児健康診査事業 妊産婦・乳児健康診査委託料 低所得妊婦初回産科受診料支 援助成金	△283 △243 △40
								12 委 託 料	△574	○健康づくり計画推進委員会運営 事業 東海村健康づくり計画アンケ ート調査業務委託料	△121 △121
								19 扶 助 費	△40	○子育てママ応援事業 子育てママ応援グッズ提供業 務委託料 ○子育て世帯訪問支援事業 講師謝礼	△210 △210 △47 △47
3 環境衛生 費	355,318	△2,957	352,361	△1,846			△1,111	7 報 償 費	△50	○環境政策諸費 講師謝礼	281 △50
								8 旅 費	△243	普通旅費 ひたちなか・東海広域事務組 合負担金	△243 574
								18 負担金、補助 及び交付金	△2,664	○合併処理浄化槽設置事業 合併処理浄化槽設置事業費補 助金 ○合併処理浄化槽普及促進補助事 業 合併処理浄化槽普及促進事業 費補助金 ○浄化槽転換・雨水貯留槽再利用 補助事業 浄化槽転換・雨水貯留槽再利 用補助事業費補助金	△2,756 △2,756 △122 △122 △360 △360
4 公害対策 費	16,805	△1,406	15,399				△1,406	12 委 託 料	△1,406	○環境調査監視事業 ダイオキシン等分析業務委託	△1,406

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									料 環境騒音調査委託料	△583 △823	
5 健康増進 事業費	100,776	△550	100,226				△550	12 委託料	△550	○健康教育事業 健康体操教室委託料	△550 △550
6 精神保健 福祉費	11,472	△408	11,064				△408	3 職員手当等	△408	○精神保健福祉諸費 一般職期末手当 勤勉手当	△408 △222 △186
7 霊園費	41,873	△572	41,301				△572	12 委託料	△572	○須和間霊園維持管理事業 合葬式墓地整備実施設計業務 委託料	△572 △572
計	1,192,253	△6,554	1,185,699	△1,998			△4,556				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務 費	54,066	76	54,142				76	2 給料	76	○ごみゼロ推進諸費 会計年度任用職員給	76 76
2 ごみ処理 費	847,895	4,863	852,758			△18,100	22,963	18 負担金、補助 及び交付金	4,863	○清掃センター管理運営事業 財源振替 ○ひたちなか・東海クリーンセン ター運営負担金支払事業 ひたちなか・東海クリーンセ ンター運営業務負担金	4,863 4,863
3 し尿処理 費	206,218	△24,841	181,377				△24,841	12 委託料	△24,841	○衛生センター管理運営事業 し尿処理施設運転管理業務委 託料	△24,841 △24,841
計	1,108,179	△19,902	1,088,277			△18,100	△1,802				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	18,312	△209	18,103				△209	13 使用料及び賃借料	△64	○農業委員会諸費 職員研修等負担金 △114 ○農業委員会事業 委員研修等負担金 △17 ○農地情報管理システム推進事業 農地情報管理システム賃借料 △64 少額備品購入費 △14
								17 備品購入費	△14	
								18 負担金、補助及び交付金	△131	
3 農業振興費	60,696	△667	60,029	△667				18 負担金、補助及び交付金	△667	○経営所得安定対策直接支払推進事業 △667 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 △667
4 農業政策費	91,738	△11,718	80,020	△9,150			△2,568	10 需用費	△3	○農業振興諸費 農地利用現況図作成業務委託料 △110
								12 委託料	△3,733	○海岸防災林機能強化事業 海岸防災林機能強化業務委託料 △2,024
								18 負担金、補助及び交付金	△8,351	○環境保全型農業直接支援対策交付金事業 環境保全型農業直接支援対策事業交付金 △851
								24 積立金	369	○森林環境整備事業 パンフレット等印刷代 △3 村松海岸森林整備業務委託料 △365 森林環境整備基金積立金 369 ○新規就農者経営発展支援・経営開始資金補助事業 新規就農者経営発展支援・経営開始資金補助金 △7,500 ○東海村農業振興計画改定事業 東海村農業振興計画改定支援 △1,234

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									業務委託料	△1,234
計	402,987	△12,594	390,393	△9,817			△2,777			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	394,840	△15,911	378,929	△8,155		△11,000	3,244	8 旅 費	△286	○産業振興諸費 普通旅費	1,214 △286
								10 需 用 費	△236	自治金融・商工業特別融資信用保証料補給金	1,500
								11 役 務 費	△290	○産業・情報プラザ施設維持管理事業	△16,310
								12 委 託 料	△289	調理設備整備工事	△16,310
								14 工事請負費	△16,310	○合同就職面接会・説明会開催事業	△526
								21 補償、補填及び賠償金	1,500	就職面接会チラシ印刷代 チラシ各戸配布手数料 ○産業振興ビジョン推進事業 旧NTT跡地面的整備基本計画策定業務委託料	△236 △290 △289 △289
3 観光費	89,260	△167	89,093				△167	8 旅 費	△167	○観光振興諸費 普通旅費	△167 △167
計	586,901	△16,078	570,823	△8,155		△11,000	3,077				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	81,462	△328	81,134				△328	10 需 用 費	△328	○道路整備諸費 食糧費 ○協働のみち事業 消耗品費	△140 △140 △188 △188
---------	--------	------	--------	--	--	--	------	----------	------	------------------------------------	------------------------------

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 建築行政費	8,501	△855	7,646	△200			△655	1 報酬 11 役員費 18 負担金、補助及び交付金	△105 △70 △680	○空家等対策推進事業 空家等対策審議会委員報酬 空家相談員派遣手数料 ○木造住宅耐震改修等補助事業 木造住宅耐震改修等補助金 ○空家等対策支援補助事業 空家等対策支援補助金	△175 △105 △70 △400 △400 △280 △280
計	89,963	△1,183	88,780	△200			△983				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	121,119	△1,001	120,118				△1,001	12 委託料	△1,001	○道路台帳管理事業 道路台帳補正委託料	△1,001 △1,001
2 道路維持費	429,713	△3,592	426,121			△59,500	55,908	14 工事請負費	△3,592	○道路補修事業 橋梁修繕工事	△3,592 △3,592
3 道路新設改良費	172,981	△15,367	157,614				△15,367	12 委託料 16 公有財産購入費 21 補償、補填及び賠償金	△7,468 △1,062 △6,837	○道路新設改良舗装事業 道路基礎調査及び設計委託料 村道用地購入費 用地購入に伴う補償金	△15,367 △7,468 △1,062 △6,837
計	723,813	△19,960	703,853			△59,500	39,540				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	173,784	△2,214	171,570				△2,214	1 報酬 8 旅費	△147 △239	○都市政策諸費 普通旅費 職員研修等負担金	△209 △130 △79
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	--------------	--------------	-----------------------------	---------------------

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
							12 委託料	△1,749	○都市計画審議会運営事業 都市計画審議会委員報酬	△147 △147	
							18 負担金、補助及び交付金	△79	○国道6号関係整備促進事業 普通旅費 ○都市政策推進事業 都市計画基礎調査業務委託料 ○都市計画情報デジタル化推進事業 都市計画情報デジタル化業務委託料	△109 △109 △550 △550 △1,199 △1,199	
2 公園費	393,536	△7,687	385,849				△7,687	14 工事請負費	△7,687	○都市計画公園整備事業 阿漕ヶ浦公園整備工事	△7,687 △7,687
5 公共下水道費	809,115	0	809,115	△68			68			○下水道事業会計補助金等事業 財源振替	
計	2,198,425	△9,901	2,188,524	△68			△9,833				

(款) 7 土木費

(項) 4 港湾費

1 港湾費	24,900	△20,596	4,304				△20,596	18 負担金、補助及び交付金	△20,596	○港湾整備負担金支払事業 常陸那珂港整備負担金	△20,596 △20,596
計	24,900	△20,596	4,304				△20,596				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	663,960	4,745	668,705				4,745	18 負担金、補助及び交付金	4,745	○消防業務諸費 ひたちなか・東海広域事務組合負担金	4,745 4,745
2 非常備消	32,250	△1,943	30,307				△1,943	8 旅費	△186	○消防団活動推進事業	△1,751

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
防費							10 需用費	△185	費用弁償 普通旅費 食糧費 可搬ポンプ点検業務委託料 消防ポンプ操法競技大会音響 設備運営委託料 バス借上料 音響設備借上料 消防ポンプ操法競技大会資機 材借上料 消防ポンプ操法競技大会会場 設営資機材借上料 消防ポンプ操法競技大会仮設 便所借上料 ○自主防災組織育成補助事業 自主防災組織育成補助金	△154 △32 △185 △132 △66 △285 △77 △268 △228 △324 △192 △192
3 消防施設 費	12,861	△50	12,811			△50	12 委託料	△50	○消防団用施設整備管理事業 旧第1分団器具置場撤去工事 実施設計業務委託料	△50 △50
4 水防費	792	△122	670			△122	10 需用費	△18	○風水害対策事業 食糧費 バス借上料 久慈川水防訓練負担金	△122 △18
							13 使用料及び 賃借料	△66		△66
							18 負担金、補助 及び交付金	△38		△38
計	709,863	2,630	712,493			2,630				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	485,969	△2,940	483,029				△2,940	18 負担金、補助及び交付金	△2,940	○こども・わかもの応援給付金支給事業 こども・わかもの応援給付金	△2,940 △2,940
3 教育指導費	366,679	△16,462	350,217				△16,462	1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 8 旅費 12 委託料 17 備品購入費	△9,665 △5,452 △105 △388 △539 △313	○指導室運営諸費 一般職期末手当 勤勉手当 ○学校図書館指導員配置事業 学校図書館指導員報酬 ○スタディ・サポーター配置事業 スタディ・サポーター報酬 一般職期末手当 勤勉手当 ○教科特別指導員配置事業 教科特別指導員報酬 ○社会人講師活用事業 社会人講師謝礼 ○生活指導員設置事業 生活指導員報酬 一般職期末手当 勤勉手当 費用弁償 ○心の居場所づくり推進事業 心の居場所づくり推進相談員報酬 一般職期末手当 勤勉手当 校内フリースクール事務什器等備品購入費 ○ライフデザイン形成事業 ライフデザインセミナー運営委託料	△312 △169 △143 8 8 △339 △161 △33 △145 8 8 △105 △105 △13,301 △8,845 △2,086 △1,982 △388 △1,882 △675 △440 △454 △313 △539 △539

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	854,567	△19,402	835,165				△19,402			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	764,986	△10,694	754,292				△10,694	11 役務費	△679	○小学校運営管理事業	△820
										小学校除草作業派遣手数料	△679
								12 委託料	△9,874	バス借上料	△141
								13 使用料及び賃借料	△141	○小学校施設整備事業	△638
										石神小学校給湯設備改修工事	
										設計業務委託料	△638
										○小学校コンピュータ機器整備運用事業	△9,236
										GIGAスクール用スイッチ	
										リプレース業務委託料	△9,236
計	764,986	△10,694	754,292				△10,694				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	253,849	△5,204	248,645				△5,204	11 役務費	△516	○中学校運営管理事業	△516
										中学校除草作業派遣手数料	△516
								12 委託料	△4,688	○中学校コンピュータ機器整備運用事業	△4,688
										GIGAスクール用スイッチ	
										リプレース業務委託料	△4,688
計	253,849	△5,204	248,645				△5,204				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 園管理費	403,132	6,383	409,515	7,240			△857	12 委託料	△3,271	○幼稚園管理事業	△1,375
										空調機器保守点検委託料	△31
								19 扶助費	9,654	遊具点検委託料	△11

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									送迎車両運行委託料 ○村松幼稚園運営事業 昼食提供業務委託料 ○子どものための教育・保育給付事業 子どものための教育・保育給付費	△1,333 △1,896 △1,896 9,654 9,654
計	403,132	6,383	409,515	7,240			△857			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	643,738	△8,027	635,711				△8,027	1 報酬	△161	○社会教育委員運営事業 社会教育委員報酬 費用弁償	△258 △161 △97
								8 旅費	△97	○はたちの集い開催事業	△216
								10 需用費	△1,376	消耗品費 記念写真撮影委託料	△69 △147
								11 役務費	△143	○歴史と未来の交流館管理運営事業	△1,450
								12 委託料	△1,083	電気料 水道料	△1,054 △183
								14 工事請負費	△5,167	公共下水道料 消防設備点検手数料	△70 △143
										○基本展示・特別展示事業 展示資料運搬委託料	△936 △936
2 文化振興 費	64,318	△2,912	61,406				△2,912	12 委託料	△1,494	○文化財保護事業費補助事業 文化財保護事業費補助金	△1,056 △1,056
								13 使用料及び 賃借料	△12	○埋蔵文化財発掘調査事業 文化財調査委託料	△1,494 △220

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
							18 負担金、補助及び交付金	△1,406	埋蔵文化財包蔵地掘削委託料 ○文化保存・自然保護活動支援補助事業 文化保存・自然保護活動支援補助金 ○東海音頭普及事業 音楽著作権料	△1,274 △350 △350 △12 △12	
3 文化センター費	87,679	0	87,679			△973	973		○文化センター施設管理事業 財源振替		
5 青少年対策費	28,482	△1,456	27,026				△1,456	7 報償費 8 旅費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	△659 △149 △97 △63 △18 △470	○青少年育成諸費 費用弁償 普通旅費 消耗品費 バス借上料 ○青少年相談員運営事業 青少年相談員謝礼 青少年相談員広報誌印刷代 バス借上料 ○家庭教育促進事業 講師謝礼 子育てサポーター委託料 ○とうかい子どもキャンパス事業 講師謝礼 食糧費 ○やったん祭補助事業 やったん祭補助金 ○小中学校PTA連絡協議会補助事業 村小中学校PTA連絡協議会補助金 ○高校生会補助事業	△217 △36 △113 △59 △9 △425 △396 △20 △9 △123 △60 △63 △221 △203 △18 △361 △361 △78 △78 △31

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									村高校生会補助金	△31	
6 公民館費	13,587	△459	13,128				△459	1 報酬	△63	○中央公民館諸費	△175
								7 報償費	△158	公民館運営審議会委員報酬	△63
								8 旅費	△87	費用弁償	△70
								12 委託料	△126	普通旅費	△17
								18 負担金、補助及び交付金	△25	公民館研究大会参加負担金	△25
										○中央公民館維持管理事業	△126
										館内清掃委託料	△66
										植木剪定及び除草委託料	△60
										○中央公民館講座開催事業	△158
										中央公民館主催教室講師謝礼	△158
7 図書館費	208,175	△3,117	205,058				△3,117	12 委託料	△170	○図書館管理運営事業	△3,117
								14 工事請負費	△2,947	館内清掃委託料	△170
										図書館照明器具入替工事	△2,947
計	1,146,640	△15,971	1,130,669				△14,998				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 社会体育費	339,538	△20,511	319,027		△14,600		△5,911	7 報償費	△60	○スポーツ振興諸費	△626
								8 旅費	△208	普通旅費	△71
								10 需用費	△2,944	ネオホッケー用具購入費	△552
								12 委託料	△923	関東スポーツ推進委員研究大会参加負担金	△3
								14 工事請負費	△15,818	○スポーツ施設管理運営事業	△19,685
								17 備品購入費	△552	水道料	△1,983
										公共下水道料	△961
										総合体育館空調・換気設備設置工事設計業務委託料	△556
										総合体育館特別管理産業廃棄	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	△6	物処理業務委託料 △147 総合体育館音響・消防設備更新工事設計業務委託料 △220 総合体育館空調・換気設備設置工事 △10,194 スイミングプラザ長寿命化対策工事 △5,624 ○スポーツ推進委員協議会運営事業 △140 費用弁償 △137 関東スポーツ推進委員研究大会参加負担金 △3 ○東海村スポーツ推進計画推進委員会運営事業 △60 スポーツ推進計画推進委員会委員謝礼 △60	
計	602,547	△20,511	582,036		△14,600		△5,911			

令和7年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第13号

令和7年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,066,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国 庫 支 出 金		466	△80	386
	1 国 庫 補 助 金	466	△80	386
歳 入 合 計		3,066,690	△80	3,066,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,389	△70	57,319
	3 運営協議会費	330	△56	274
	4 趣旨普及費	266	△14	252
4 国民健康保険事業費納付金		778,419	0	778,419
	1 医療給付費分	518,119	0	518,119
5 保健事業費		48,641	△10	48,631
	1 特定健康診査事業費	34,042	△10	34,032
歳出	合計	3,066,690	△80	3,066,610

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
電算処理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	4,827

東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	466	△80	386
歳入合計	3,066,690	△80	3,066,610

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	57,389	△70	57,319				△70
4 国民健康保険事業費納付金	778,419	0	778,419	△80			80
5 保健事業費	48,641	△10	48,631				△10
歳出合計	3,066,690	△80	3,066,610	△80			

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	80	△80	0	1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	△80	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 △80
計	466	△80	386			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 運営協議会費	330	△56	274				△56	8 旅 費	△56	○国民健康保険運営協議会事業 費用弁償 普通旅費	△56 △28 △28
計	330	△56	274				△56				

(款) 1 総務費

(項) 4 趣旨普及費

1 趣旨普及費	266	△14	252				△14	10 需 用 費	△14	○趣旨普及費事業 消耗品費	△14 △14
計	266	△14	252				△14				

(款) 4 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	518,119	0	518,119	△80			80			○一般被保険者医療給付費分事業 財源振替	
計	518,119	0	518,119	△80			80				

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査事業費

1 特定健康診査事業費	34,042	△10	34,032				△10	18 負担金、補助及び交付金	△10	○特定健康診査事業 職員研修等負担金	△10 △10
計	34,042	△10	34,032				△10				

令和7年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第14号

令和7年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東海村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
電算処理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	1,981

令和7年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第15号

令和7年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,626千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,201,927千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		683,653	10,396	694,049
	1 介 護 保 険 料	683,653	10,396	694,049
3 国 庫 支 出 金		619,740	11,471	631,211
	1 国 庫 負 担 金	548,489	11,420	559,909
	2 国 庫 補 助 金	71,251	51	71,302
4 支 払 基 金 交 付 金		760,931	12,494	773,425
	1 支 払 基 金 交 付 金	760,931	12,494	773,425
5 県 支 出 金		358,205	5,737	363,942
	1 県 負 担 金	339,382	6,075	345,457
	3 県 補 助 金	18,801	△338	18,463
7 繰 入 金		657,103	5,528	662,631
	1 一 般 会 計 繰 入 金	570,389	5,528	575,917
歳 入	合 計	3,156,301	45,626	3,201,927

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		93,273	△211	93,062
	1 総務管理費	59,611	△211	59,400
2 保険給付費		2,715,140	48,598	2,763,738
	1 介護サービス等諸費	2,506,711	54,354	2,561,065
	2 介護予防サービス等諸費	51,845	△5,756	46,089
3 地域支援事業費		133,560	△2,574	130,986
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	94,715	△1,290	93,425
	2 一般介護予防事業費	6,665	△1,034	5,631
	3 包括的支援事業・任意事業費	31,845	△250	31,595
6 諸支出金		45,261	△187	45,074
	3 繰出金	18,208	△187	18,021
歳出	合計	3,156,301	45,626	3,201,927

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険バッチ処理委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,431
介護保険事務処理システム賃借	令和7年度から 令和8年度まで	1,888
OMR入力機器賃借	令和7年度から 令和8年度まで	314
地域住民主体型訪問サービス委託	令和7年度から 令和8年度まで	29

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保 險 事 業 勘 定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	683,653	10,396	694,049
3 国 庫 支 出 金	619,740	11,471	631,211
4 支 払 基 金 交 付 金	760,931	12,494	773,425
5 県 支 出 金	358,205	5,737	363,942
7 繰 入 金	657,103	5,528	662,631
歳 入 合 計	3,156,301	45,626	3,201,927

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	93,273	△211	93,062				△211
2 保険給付費	2,715,140	48,598	2,763,738	18,224		30,374	
3 地域支援事業費	133,560	△2,574	130,986	△1,016		△1,558	
6 諸支出金	45,261	△187	45,074			△187	
歳出合計	3,156,301	45,626	3,201,927	17,208		28,629	△211

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	683,653	10,396	694,049	1 現年分特別徴収保険料	9,771	特別徴収保険料 9,771
				2 現年分普通徴収保険料	625	普通徴収保険料 625
計	683,653	10,396	694,049			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	548,489	11,420	559,909	1 現年度分	11,420	介護給付費負担金 11,420
計	548,489	11,420	559,909			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	28,140	705	28,845	1 現年度分	705	介護給付費調整交付金 729 地域支援事業費調整交付金 △24
2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	20,341	△558	19,783	1 現年度分	△558	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) △558
3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	12,230	△96	12,134	1 現年度分	△96	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) △96
計	71,251	51	71,302			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	733,077	13,121	746,198	1 現年度分	13,121	第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金交付金 13,121
2 地域支援事業支援	27,854	△627	27,227	1 現年度分	△627	地域支援事業支援交付金 △627

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
交付金						
計	760,931	12,494	773,425			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	339,382	6,075	345,457	1 現年度分	6,075	介護給付費負担金	6,075
計	339,382	6,075	345,457				

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	12,696	△290	12,406	1 現年度分	△290	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△290
2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	6,105	△48	6,057	1 現年度分	△48	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	△48
計	18,801	△338	18,463				

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	429,790	6,077	435,867	1 現年度分	6,077	介護給付費等繰入金	6,077
2 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	12,696	△290	12,406	1 現年度分	△290	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△290
3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	6,105	△48	6,057	1 現年度分	△48	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	△48

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 その他一般会計繰入金	99,734	△211	99,523	1 職員給与費等繰入金	△211	職員給与費等繰入金 △211
計	570,389	5,528	575,917			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	59,610	△211	59,399				△211	7 報償費	△116	○介護保険事務事業 地域密着型サービス部会委員 謝礼 費用弁償 実費弁償	△211
								8 旅費	△95		△116
計	59,611	△211	59,400				△211				△86
											△9

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	1,070,894	54,354	1,125,248	20,382		33,972		18 負担金、補助及び交付金	54,354	○居宅介護サービス給付事業 居宅介護サービス給付負担金	54,354 54,354
計	2,506,711	54,354	2,561,065	20,382		33,972					

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

3 地域密着型介護予防サービス給付費	5,756	△5,756	0	△2,158		△3,598		18 負担金、補助及び交付金	△5,756	○地域密着型介護予防サービス給付事業 地域密着型介護予防サービス給付負担金	△5,756 △5,756
計	51,845	△5,756	46,089	△2,158		△3,598					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

2 介護予防・生活支援サービス事業費(第1号介護予防)	18,747	△1,290	17,457	△484		△806		3 職員手当等	△490	○介護予防ケアマネジメント事業(直営分) 一般職期末手当 勤勉手当 介護予防ケアマネジメント計画書作成委託料	△1,290 △266 △224 △800
								12 委託料	△800		

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
支援事業費)										
計	94,715	△1,290	93,425	△484		△806				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護 予防事業 費	6,665	△1,034	5,631	△388		△646		12 委託料	△1,034	○介護予防把握事業 介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査・在宅介護実態調査業 務委託料	△1,034 △1,034
計	6,665	△1,034	5,631	△388		△646					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

4 在宅医療 ・介護連 携推進事 業費	2,368	△250	2,118	△144		△106		7 報償費	△50	○在宅医療・介護連携推進事業 講師謝礼 介護サービス事業所合同研修 会開催業務委託料	△250 △50
								12 委託料	△200		△200
計	31,845	△250	31,595	△144		△106					

(款) 6 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計 繰出金	18,208	△187	18,021			△187		27 繰出金	△187	○一般会計繰出金事業 重層的支援体制整備事業繰出 金	△187 △187
計	18,208	△187	18,021			△187					

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

議案第16号

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山田



第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 区画整理事業費	1 東海中央土地区画整理事業費	設計委託	14,300
		整地工事	84,423
合 計			98,723

令和7年度 東海村下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第17号

令和7年度 東海村下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月2日 提出

東海村長 山 田



修

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的収入	その他
電算処理業務委託	598	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	598	598	
上下水道料金システム賃借	264	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	264	264	
受益者負担金システム賃借	1,518	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	1,518	1,518	